

技 第 1 2 1 号
令和5年5月12日

島根県建設産業団体連合会長 様

島根県土木部技術管理課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更等の取り扱いについて(送付)

このことについて、別添のとおり通知しましたので、参考送付します。

【問合せ先】

土木部技術管理課

土木設計基準係 三島／山本

農林設計基準係 玉木／白築

Tell : 8-3002-5390/5942

E-mail : sekisan-system@pref.shimane.lg.jp

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長

様

土木部技術管理課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更等の取り扱いについて(通知)

これまで、工事または測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、令和 3 年 7 月 20 日付け技第 251 号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更等の対応について（通知）」（以下「既通知文」という。）の定めるところによって運用したところです。今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更され、また、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が廃止されたことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

1. 対象工事等

島根県農林水産部及び土木部所管（建築住宅課は除く）の工事等のうち通知日以降に契約する工事等

2. 今後の取扱いについて

- (1) 当通知以前に起案した工事等において、既通知文に基づき、施工条件書及び業務条件書に記載している工事等については、訂正の必要はありませんが、契約締結後に受注者へ通知して頂けるようお願いいたします。
- (2) 当通知以前に契約した工事等において、既通知文に基づき、購入した物品やリース費用等については、当通知以前までは設計変更の対象とし、通知以降は原則、設計変更の対象としません。

3. 施工条件書及び業務条件書への記載について

当通知以降に起案する工事及び業務については、以下の職員ポータルへ掲載のある特記仕様書を使用してください。

- ・工事：03-02-002【特記事項】【工事特記仕様書】特記事項及び工事特記仕様書
02_施工条件書【R50101以降】【溶け込み版】
- ・業務：03-04-001【業務委託特記仕様書】業務委託特記仕様書(土木)
02_00_業務条件書_R50101【溶け込み版】

【問合せ先】

土木部技術管理課

土木設計基準係 三島／山本

農林設計基準係 玉木／白築

Tell : 8-3002-5390/5942

E-mail : sekisan-system@pref.shimane.lg.jp